

視 察 調 査 報 告 書

＜土木環境委員会＞

令和4年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和4年3月29日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会視察調査報告書

視察調査日時

令和4年3月29日 火曜日（1日）

視察調査場所

うるま市石川楚南

視察調査事項

上下水道事業について（陳情第45号に係る浄水発生土について）

視察調査概要

別紙のとおり

参加委員（6人）

副委員長	下地康教君
委員	仲里全孝君
〃	座波一君
〃	照屋守之君
〃	島袋恵祐君
〃	崎山嗣幸君

議会事務局（3人）

議会事務局政務調査課主幹	新垣伸弥
議会事務局政務調査課主査	池原利奈
政務調査課会計年度任用職員	幸地真美

別紙（視察調査概要）

調査項目 「陳情第45号に係るうるま市楚南地区に堆積している浄水場からの浄水発生土について」

1 浄水発生土について

(1) 浄水発生土の概要説明（沖縄県企業局配水管理課長）

浄水発生土とは、基本的に水道の原水のダムと河川水等の中に含まれている濁り成分、主に土だけれども、その濁り成分を浄水場で浄水処理、凝集沈殿させて、取り除く際に出てきて集まったものを脱水処理をして、固めて出したものである。これは全ての浄水場から毎日出る。

ここ、うるま市楚南に置かれている土は、名護浄水場、石川浄水場それから西原浄水場の発生土をここで仮置きさせている。今、PFOSで問題になっている北谷浄水場の土はここには運んでいない。

今回問題になっているこの土が黒い色をしている理由は、もともとは土の色だが、石川浄水場では、臭いとトリハロメタンを対策するための粒状活性炭—北谷浄水場と同じような粒状活性炭を入れているけれども、北谷浄水場とは処理目的が違う—PFOSも目的にしている北谷浄水場と違って、石川浄水場は臭いとトリハロメタンの対策として活性炭を入れており、その活性炭が摩耗して少し黒くなってしまった—微粉炭と呼ぶが、そういった摩耗して細かくなったものがこの土に含まれることで、もともと土色をしているものが少し黒い色をすることになっている。

有害物質を含んでいるかという話の部分については、この発生土そのものが自然由来の土を集めたもので、もともとの土の中に有害物質が含まれていないことから、ここに有害物質は含んでいない。ただ、企業局では毎年度定期的にこの土の中に含まれている成分を測定している。あわせて、昨今の新聞報道でもあるPFOSについても—全ての浄水場の土が全ての検査項目で基準値以下ということは確認している。

企業局では、今年度の4月から業者への販売、売買契約を停止しており、新たにここに搬入されることはない。

(2) 質疑応答の概要

Q ここにこれ以上の運搬をしない理由は何か。

A コロナ禍で需要が減って、浄水場から出てきた土を売り切れなくてたまる一方だったことから、この状況が改善されるまでは、もうここへは

売らない形で、現在一4月以降は産業廃棄物として浄水発生土も処分しているところである。

Q 地域の方々に不安を与えないような形で、成分については企業局でも検査しているが、ここに保管されている浄水発生土についてもちゃんと検査して、きちんと措置されていますから安心ですというところまでやってほしいという思いがあるがどうか。

A 他人の所有物なので了解が得られればやってみようかと思う。

Q 県民の立場からすると、こういう問題が起こる以上、指導云々じゃなくて企業局が売った業者とちゃんと相談をしてやるべきではないか。

A 業者とは密にやり取りをして、手続の進め方についても我々から助言をして進めているところである。

Q 基本的に今後は一旦、農地法の関係で撤去するということではあるけれども、これをクリアしたらまたここに持ってくるのか。

A 一時転用で、ずっとは使えないので、新たなものをここに運び込むのは我々としてもできかねる。

Q その場合、出たものはどうなるのか。

A 産業廃棄物になる。今現在も産業廃棄物である。あるいはこの農園が引き受けられる分だけを買っていただくという形になろうかと思う。

Q 本来ならば、そういう利用できるもので資源である。資源をわざわざ産業廃棄物にするというのは、SDGsと言っていることと合わないのではないか。

A 買ってくれないと有価物にならないので、買ってくれるところを探して、ようやく探した業者である。発生時点では、浄水発生土というのは廃棄物で、買ってくれる相手がいて初めて有価物になる。

Q 買って利用していただくような対策、方策、支援を考えるべきではないのか。

A 1社しかいないので、ほかに買ってくれる会社もいないか探しているところである。有効な資源なのでもったいない。ぜひ活用したいと思っているところである。

Q 資料にPFOSのデータはあるが、PFOAがないのはなぜか。
 A これは土のデータである。水、飲み水にはPFOSとPFOA—地下水にもPFOSとPFOAの暫定目標値が設定されているが、土にはまだPFOAの基準がない。

Q 企業局がここに搬出するとか、ストックするとか、そういうことは言えるのか。

A 企業局は、業者の指定している場所に下ろすというのが基本的な契約の内容になっている。法律に基づく部分については、買い取る側の業者のほうで法律に関するそれぞれの基準とか、そういったものは遵守する必要があると思っている。企業局としては、これまでそういった行政とのやり取りの中で、ここの部分でそういった許可が取られていないとかの情報がなかったので、指摘を受けたときに確認したら、取っていないという話があったので、改めて業者に、そういった農地法に基づく手続が必要だという話をさせていただいた。

その中で、ここの地主からは、そういった手続は特にしなくてもいいというお話も、当時あったような話も聞いてはいるので、その辺のところ、引き渡した業者のほうも誤認していた部分があったのかもしれない。改めて法律に基づく手続を今やっているところである。

Q 処分しようとしている産業廃棄物を有効活用している会社がいるわけだから、その人たちと契約を結ぶ場合は、この自分たちの産業廃棄物となっているものをどう処理するか、どの場所に置くか、行政としてはチェックするべきではないか。

A 確かに、法的な手続がなされていなかったというところを我々は見落としていた。

2 うるま市農業委員会の対応について

(1) うるま市農業委員会の説明（国吉千景委員）

私は農家であり、この地区の担当でもある。この地区のこの残土置き場自体は長年置かれており、私が農業委員になったときに、ここは農業振興地域なので、農地法違反じゃないかということで確認をしたら、農地法上はやはり違反状態で置かれていた。

そのときはまだどんな土が置かれているかも分からず、農家から成分も

分からないから調べてくれないかとの声を受けて、業者に連絡を取り、企業局からもこの成分表をいただいて、成分は問題ないと。ただ、農地法上はずっと違反しているため、この盛り上がっている土はどうにかしないといけないということで、この業者と地主を説得して、農地転用の申請を去年の8月に出してもらった。

そのとき業者からは、成分も問題なく土壌改良材に使えるものだからできれば周りの農家にも使ってもらいたいんだけど、今違反状態で看板を置くわけにもいかないということで、うるま市農業委員会としては、面積も大きいし規模も大きいので本当は認めたくないんだけど、一時転用として農地法上3年間の一時転用を認めようと一3年で片づけるのであれば許可をしましょうということで、うるま市農業委員会の総会では可決された。ただ、それが今県のほうで保留になっている。

(2) 質疑応答の概要

Q 一時転用申請は、いつ出されているのか。

A 去年の8月である。

Q ここに最初に搬入されたのはいつか。

A 平成21年である。

Q 平成21年に企業局は売却し始めたということか。

A 売却そのものは、平成4年からである。それから有効活用していた。その頃はここに置いていたかどうかは分からない。

Q 平成21年に企業局からのものは搬入されているが、この場所は平成21年以前から物が置かれていたのか。

A 平成21年以前は確認できないが、平成21年頃からここを使い始めたということは聞いている。

Q 北谷浄水場のものところちのものは違うという理由は何なのか。もう一度確認したい。

A 浄水発生土としては同じである。浄水発生土ではなくて活性炭。活性炭吸着池の活性炭は焼却処分し、浄水発生土は別に運ぶ。それで同じように園芸用土として活用している。

Q P F O S が吸着している可能性があるというものは活性炭にしかないのか。

A 基本的にそうである。凝集沈殿とかでは一切 P F O S は除去できない。

Q 土から出る可能性はないのか。

A 北谷浄水場の浄水発生土からは微量出ている。その値は基準値の1000分の1以下である。

Q せっかく農業委員会にも考えてもらっているから、今現在この P F O S の値を示せばより安心する。採取するときには、地域の方—例えばうるま市の方も立ち会いさせてもらえないか。

A はい、分かりました。

以 上

3 視察調査場所の現況写真

